

マイナ保険証をご活用ください

窓口で限度額以上の支払いが不要になります!

1 カ月 (1 日～末日) の間に受けた医療費の支払いが高額となり「自己負担限度額」を超えると、後日、健康保険組合より「高額療養費」が支給されます。

マイナ保険証を利用すれば「限度額適用認定証」がなくても医療機関等の窓口で支払う額を、自己負担限度額までに軽減することができます。



「マイナ保険証」を提示しない場合と提示した場合の差

例) 70歳未満の被保険者で標準報酬月額が28万円～50万円 (区分:ウ) の方が、総医療費50万円の医療を受けたとき

「マイナ保険証」を提示しない場合、医療機関での支払い額は3割負担で150,000円になりますが、「マイナ保険証」を提示した場合、医療機関での支払い額は、82,430円となります。

150,000円 <small>(医療費50万円の3割)</small>	窓口の負担が 67,570円 少なくなります 82,430円 <small>(自己負担限度額)</small>
マイナ保険証なし	マイナ保険証あり

◆自己負担限度額の算出方法◆

$$80,100円 + (500,000円 - 267,000円) \times 1\% = 82,430円$$

「マイナ保険証」による受診に対応していない医療機関では、「限度額適用認定証」の提示が必要です。「限度額適用認定証」は事前に健康保険組合に申請して交付を受けてください。

「限度額適用認定申請書」は当組合ホームページよりダウンロードができます。▶▶



▶付加給付金制度について

当組合では医療費の自己負担額が一定額を超えた場合に支給される「付加給付金制度 (一部負担還元金、家族療養費付加金等)」があります。高額療養費に該当し、なお残る自己負担額から控除額を差し引いた金額を付加金として支給いたします。また、自己負担限度額まで達していない場合でも自己負担額が控除額を超えている場合は支給対象となります。

付加金の支払いは「自動払い方式」を採用しているため手続きは不要です。診療報酬明細書 (レセプト) に基づき算出し、お勤めの事業所経由でお支払いいたします。

控除額：標準報酬月額50万円以下の場合25,000円、標準報酬月額53万円以上の場合50,000円

支給額：自己負担額から控除額を除いた額が1,000円以上のときに支給、100円未満の端数は切り捨て

▶受診から支給までの流れ 例) 4月に医療機関等で診療を受けた場合



重複支給の防止にご協力ください

「付加給付金」は法定給付の高額療養費と違い組合独自の給付となりますので、市区町村等の医療費の助成を受けている (受けられる) 場合は公費優先となり支給対象となりません。ただし、医療機関から提出される診療報酬明細書 (レセプト) には医療助成等の表示がないケースもあるため、支給が行われてしまう場合があります。

重複して支給された場合は、お手数ですが当組合までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

医療費助成制度の種類

重度心身障害者医療、ひとり親医療、妊産婦医療、肝炎インターフェロン治療の助成など医療助成の方法や種類は市区町村によって異なります。詳しくは市区町村へご確認ください。

問合せ

組合本部 審査第二課 TEL 03-3663-1361(代)
城南支部 調査係 TEL 03-5537-2400(代)

城西支部 調査係 TEL 03-3342-8821(代)
城北支部 調査係 TEL 03-3980-1501(代)